

令和4年度 第2回市町等職員採用試験 受験案内

令和4年7月1日
安房郡市広域市町村圏事務組合

◆館山市長 金丸謙一 ◆鴨川市長 長谷川孝夫

◆南房総市長 石井裕 ◆鋸南町長 白石治和

◆三芳水道企業団 ◆安房郡市広域市町村圏事務組合
企業長 金丸謙一 理事長 金丸謙一

第1次試験の教養試験は、特別な試験対策が不要な基礎能力を問う試験です。
民間企業志望の方や社会人の方にも、挑戦しやすい試験となっています。

この試験は、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、三芳水道企業団及び安房郡市広域市町村圏事務組合（常備消防機関）に勤務する職員を採用するために行うものです。

〔注〕令和4年度第2回市町等職員採用試験に参加している団体に、重複して受験の申込みはできませんので、ご注意ください。

1. 試験の日時・場所・合格発表

試験	日時	場所	合格発表
第1次試験	令和4年9月18日(日) [受付時間] 8時30分 ～9時20分 [入室着席] 9時40分 [試験開始] 10時00分	館山市立 館山中学校 (旧館山市立第二中学校) ※ 申込状況により 会場を変更する 場合があります。	令和4年10月25日(火) 午前9時に各団体がそれぞれ合格者の 番号を掲示するほか、合格者に通知し ます。
第2次試験等	令和4年11月中 各団体において実施します。	各団体による	令和4年11月中旬～12月上旬 各団体がそれぞれ合格者の番号を掲示 するほか、合格者に通知します。

※第1次試験において、荒天等により試験を延期する場合には、安房郡市広域市町村圏事務組合のホームページ(<http://www.awakouiki.jp/>)にてお知らせをいたします。事前にご確認の上、試験会場にお越しください。
なお、態度決定が当日の朝となる場合もありますので、ご了承ください。

※団体によっては、第3次試験を実施する場合があります。

2. 採用予定人数・受験資格

市町等	試験職種	採用 予定	受験資格
館山市	一般行政職 初級	10人	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた 者で、学歴を問わない。
		1人	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた 次のいずれかの要件を満たす者で、学歴を問わない。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けていること。 (2) 療育手帳の交付を受けていること。 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。 (4) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉 センター、精神保健指定医、障害者職業センターによ り知的障害があると判定された者であること。
	1人	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた 者で、学歴を問わない。	
鴨川市	一般行政職 初級	2人	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた 者で、学歴を問わない。
	土木技術職 初級	2人	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた 者で、学歴を問わない。
	保育教諭職	2人	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、保育士及び幼稚園 教諭の資格を有する者又は令和5年3月31日までに資格取得 見込の者。
	保健師職	2人	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有 する者又は令和5年3月31日までに資格取得見込の者。

市町等	試験職種	採用 予定	受験資格
南房総市	一般行政職 初級	15人	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた 者で、学歴を問わない。
		2人	昭和52年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた 次のいずれかの要件を満たす者で、学歴を問わない。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けていること。 (2) 療育手帳の交付を受けていること。 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。 (4) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉 センター、精神保健指定医、障害者職業センターによ り知的障害があると判定された者であること。
	土木技術職 初級	2人	昭和52年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた 者で、学歴を問わない。
	建築技術職 初級	1人	昭和52年4月2日以降に生まれた者で、一級建築士若しく は二級建築士の資格を有する者、又は令和5年3月31日まで に資格取得見込の者。
	保育教諭職 ※採用後の職種内容は配属先によ り保育士（保育所）または幼稚 園教諭（幼稚園）のいずれかに なります。	4人	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、保育士及び幼稚園 教諭の資格を有する者又は令和5年3月31日までに資格取得 見込の者。
	保健師職	1人	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有 する者又は令和5年3月31日までに資格取得見込の者。
社会福祉士職	2人	昭和52年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格 を有する者又は令和5年3月31日までに資格取得見込の者。	
鋸南町	一般行政職 初級	3人	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた 者で、学歴を問わない。
	土木技術職 初級	1人	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた 者で、学歴を問わない。
	保育教諭職 ※採用後の職種内容は配属先によ り保育士（保育所）または幼稚 園教諭（幼稚園）のいずれかに なります。	1人	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、保育士及び幼稚園 教諭の資格を有する者又は令和5年3月31日までに資格取得 見込の者。
	保健師職	2人	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有 する者又は令和5年3月31日までに資格取得見込の者。
三芳水道 企業団	一般行政職 初級	1人	平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 で、学歴を問わない。
	土木技術職 初級	1人	平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 で、学歴を問わない。
安房郡市 広域市町村 圏事務組合	消 防 職	12人	平成6年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 の全ての要件を満たす者で、学歴を問わない。 [身体要件] (1) 身体健全で四肢機能が正常であること。 (2) 言語明瞭で十分発音できること。 (3) 視力は、矯正視力を含み、両眼で0.8以上であること。 (4) 聴力は、左右とも正常であること。

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者。(ただし、受験できる職種もありますので、各団体にお問い合わせください。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 受験を希望する団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3. 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験等とし、第2次試験等は第1次試験の合格者に対して行われます。なお、第1次試験の教養試験は、特別な試験対策が不要な基礎能力を問う試験です。

【第1次試験】

試験職種	科目	出題数	時間	試験の程度等	備考
一般行政職 初 級	択一式一般教養 作 文	60 題 1 題	1 時間 15 分 1 時間	高校卒業程度以上	作文以外の 試験出題分 野は別記の とおり
消 防 職	択一式一般教養 作 文	60 題 1 題	1 時間 15 分 1 時間		
土木技術職 初 級	択一式一般教養 択一式専門	60 題 30 題	1 時間 15 分 1 時間 30 分	(一般教養試験) 高校卒業程度以上	
建築技術職 初 級	択一式一般教養 択一式専門	60 題 30 題	1 時間 15 分 1 時間 30 分	(専門試験) 高校卒業程度	
保育教諭職	択一式一般教養 択一式専門	60 題 30 題	1 時間 15 分 1 時間 30 分	(一般教養試験) 高校卒業程度以上	
保健師職	択一式一般教養 択一式専門	60 題 30 題	1 時間 15 分 1 時間 30 分	(専門試験)	
社会福祉士職	択一式一般教養 択一式専門	60 題 30 題	1 時間 15 分 1 時間 30 分	資格免許職	

※試験は、活字印刷文での出題となります。

【別記】教養及び専門試験出題分野

試験職種	出題分野
全ての職種 (教養試験)	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
土木技術職 (専門試験)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
建築技術職 (専門試験)	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工

試験職種	出題分野
保育教諭職 (専門試験)	社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健 *障害児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。
保健師職 (専門試験)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
社会福祉士職 (専門試験)	社会福祉概論（社会保障及び介護を含む。）、社会学概論、心理学概論

4. 受験手続

(1) 申込書等の請求先

- ① 申込書等は、安房郡市内各市役所及び町役場の人事担当課、並びに三芳水道企業団、安房郡市広域市町村圏事務組合事務局、安房郡市消防本部総務課（館山消防署内）、鴨川消防署、鋸南分署、千倉分署で配布しています。
- ② 申込書等の郵送を希望される場合は、120円切手を貼付した返信用封筒（角形2号）を同封し、受験を希望する団体に郵送で請求してください。（速達を希望する場合は、その必要分の切手を貼付すること。）
- ③ 受験希望団体のウェブサイトにおいて、申込書等をダウンロードすることができます。
※ダウンロードした申込書等をプリントする場合は、A4サイズに限ります。
他のサイズでの申込みは受け付けません。

(2) 申込書の提出及び受験票の交付について

- ① 申込書の受付は、受験希望団体の人事担当課（5・6頁に記載）で行います。申込書及び受験票に写真貼付・必要事項記入の上、受験希望団体の人事担当課へ提出し、受験票の交付を受けてください。
- ② 申込書を郵送する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）、申込書及び受験票を同封し、受験希望団体の人事担当課に郵送してください。
- ③ 受験希望団体名欄の記入方法は、館山市の場合は「館山市」、鴨川市の場合は「鴨川市」、南房総市の場合は「南房総市」、鋸南町の場合は「鋸南町」、三芳水道企業団の場合は「三芳水道」、安房郡市広域市町村圏事務組合（消防職）の場合は「安房広域」と記入してください。
- ④ 障害者手帳等をお持ちの方で、令和4年度第2回市町等職員採用試験に申し込まれる場合は、申込書の「11. 検定・資格・免許等」の欄に「障害の程度（等級）など」を記入してください。また、申込み時に手帳等の写しを提出してください。

〔注〕令和4年度第2回市町等職員採用試験に参加している団体に、重複して受験の申込みはできませんので、ご注意ください。

5. 申込受付期間

[受付期間]

令和4年7月25日（月）から8月8日（月）まで

[受付時間]

平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、**8月8日（月）消印のものまで**受け付けます。受付締切日直前の郵送は、なるべく速達でお送りください。

6. 採用の時期

採用は、令和5年4月1日です。

ただし、資格を有する職種の採用予定者については、令和5年3月31日までに必要な資格を取得できない場合、採用を取り止めます。また、既卒者については、欠員の状況により合格後直ちに採用になる場合もあります。

7. 給与

各職種の給与は、採用団体の給与条例によります。このほか、各職種とも年1回の昇給と通勤手当・扶養手当・期末手当・勤勉手当・時間外勤務手当等、各種の手当があります。

8. 配置

採用団体の条例等の規定により配置されます。消防職については、採用後千葉県消防学校に入校し、約6か月間の基礎教育訓練を受けます。

9. その他

給与その他の勤務条件、第2次試験等（面接等）の概要、申込手続、受験資格等の詳細は、受験希望団体の人事担当課に直接お問い合わせください。

また、障害があるため、着席位置の指定、車椅子の使用、拡大文字による受験（作文試験は除く）等、受験の際に何らかの合理的配慮を希望される方及び補聴器等を使用される方は、申込み時に必ず申し出てください。

10. 問合せ及び送付先

受験資格、受験手続き等についての問合せ及び提出先

【人事（職員採用試験）担当課】

団体名	部 署	電話番号	所在地
館山市役所	総務課	0470-22-3953	〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1
鴨川市役所	総務課	04-7093-7829	〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450
南房総市役所	総務課	0470-33-1025	〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28
鋸南町役場	総務企画課	0470-55-4801	〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458

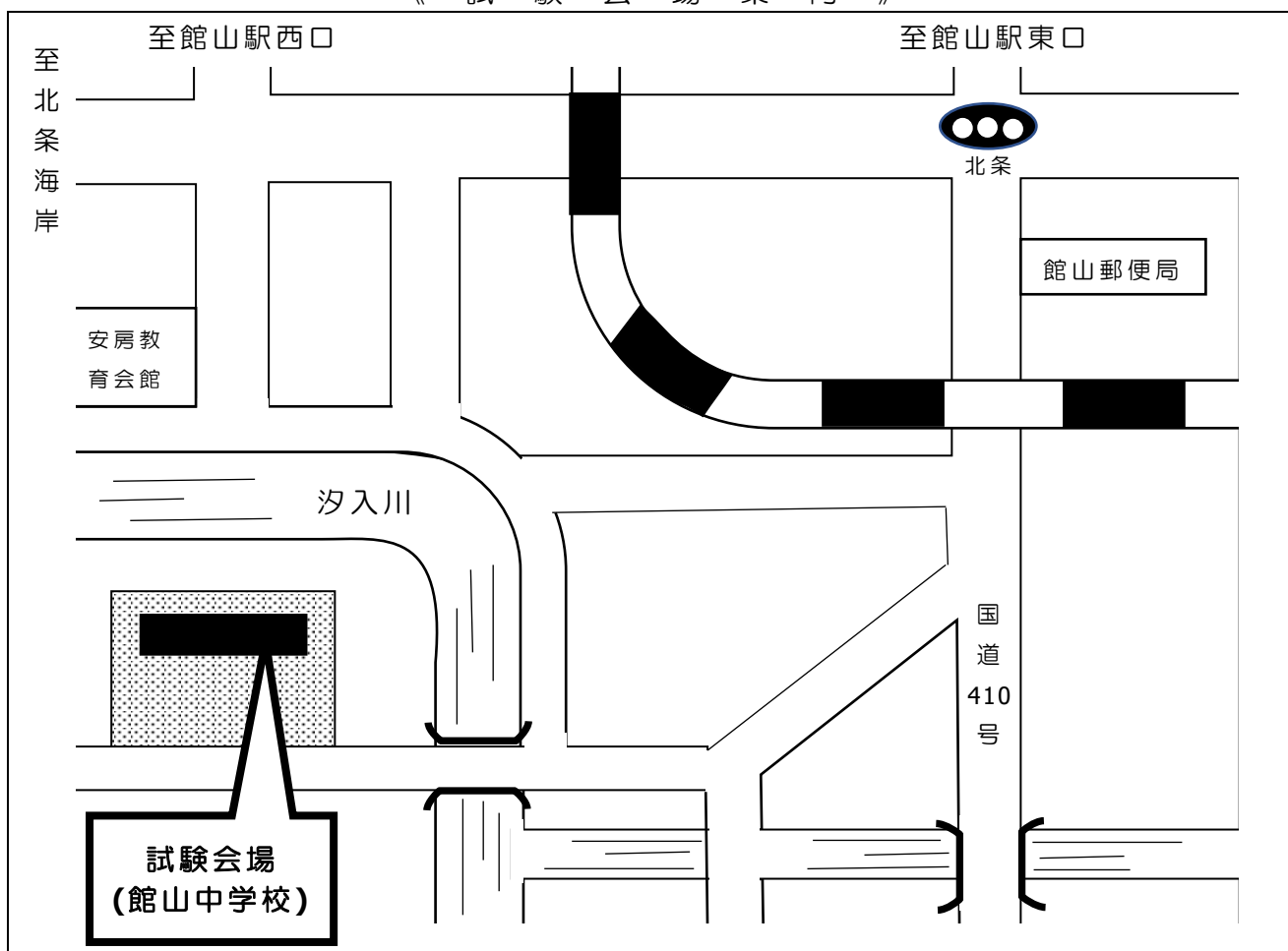
団体名	部署	電話番号	所在地
三芳水道企業団	総務係	0470-28-5357	〒294-0045 千葉県館山市北条1145-1 館山市役所内
安房郡市広域市 町村圏事務組合	消防本部 総務課	0470-22-2902	〒294-0045 千葉県館山市北条686-1

※受験案内についての問合せ先

安房郡市広域市町村圏事務組合事務局 電話番号 0470-22-5633

〒294-0036 千葉県館山市館山 1564-1 “渚の駅” たてやま内

《 試験会場案内 》



[試験会場] 館山市立館山中学校（旧館山市立第二中学校） 館山市長須賀 136

[連絡先] TEL 090-4072-9873（試験当日のみ）

- 〔注〕
- ・試験会場への車両の乗入れは禁止します。
 - ・駐車場の用意はありません。電車やバス等の公共交通機関をご利用ください。
※近隣店舗等の駐車場への駐車は厳禁とします。
 - ・事故等については、一切責任を負いません。
 - ・試験会場である中学校には、問い合わせをしないでください。
 - ・試験の申込状況によっては、試験会場を変更する場合があります。

<p>試験当日 に持参 するもの</p>	<p>【必須】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 写真を貼った受験票 ○ 筆記用具（HBの鉛筆、良質の消しゴム） ※マークシート用にあまり先の尖っていない鉛筆を用意してください。 ○ 上履き ○ 下足入れ（ビニール袋等） ○ 不織布マスク <p>【任意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昼食 ※午後の試験に遅刻した場合は受験できませんので、昼食時間の外出はご注意ください。 ○ 水筒又はペットボトル飲料 ※熱中症予防のため、各自で水分補給してください。 ※試験中にカバン等から飲料を取り出すことはできません。あらかじめ机の上に出しておいてください。 ※回答用紙を汚さないよう蓋付きのものを用意し、水滴を拭くハンカチ等を持参してください。
------------------------------	---

採用試験を受験する方へお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の点に留意してください。

1. 不織布マスクの着用

試験当日は不織布マスクの着用をお願いします。なお、試験時間中に本人確認を行いますので、試験監督員等の指示があった場合は一時的にマスクを外してください。

2. 手指消毒及び手洗いの励行

試験会場に手指消毒剤と液体石けんを用意しますので、こまめな消毒と手洗いの励行をお願いします。

3. 換気の実施

試験室を適宜換気しますので、室温の高低に対応できる服装で受験してください。

4. 体調不良等

新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方、また、発熱、軽度であっても咳などの風邪の症状が続く、強い倦怠感、息苦しさ（呼吸困難）のいずれかの症状があつて新型コロナウイルスの感染が疑われる方、濃厚接触者、医療機関からPCR検査が必要と診断され検査結果が出ていない方は、他の受験者への感染の恐れがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。なお、これを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。

5. 密集・密接の回避

受付や試験室では、他の受験者と身体的距離を保つよう心掛け、会話も控えていただくようお願いします。また、昼食の際は自席で「黙食」にご協力ください。